

答 申 情 第 1 5 3 号

令 和 5 年 3 月 2 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年6月9日付け文く安第10号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

喫煙設備の移設を希望する旨の書面通知の不存在による非公開決定事案（諮問情第250号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年1月26日に、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

くらし安全推進課の路上喫煙担当が保有する次の文書

- ・ JR 西大路駅前の■■■から受領した喫煙設備の移設を希望する旨の■■■への書面通知（覚書第5条に規定されるもの）に係る文書

※ 上記以外の請求文書については、本件審査請求においては争点とされていないため、記載を省略する（以下同じ）。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年2月9日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

請求に係る文書を作成及び取得していないため。

- (3) 審査請求人は、令和4年5月10日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書

処分庁は、路上喫煙等防止対策を行う部署であり、取組の一環として、■■■（以下「本件法人」という。）から寄付を受けた喫煙場所（以下「公設喫煙場所」という。）の維持管理を行っており、令和4年7月11日現在、公設喫煙場所は京都市内に19箇所ある。

処分庁と本件法人においては、公設喫煙場所の維持管理に係る詳細について、平成29年3月27日に覚書を交わしている。覚書には「喫煙設備設置場所名」「供用開始日」「住所」等を一覧表で記載した別紙（以下「覚書別紙」という。）を添付しており、公設喫煙場所を新たに寄附受納した場合、既設のものを廃止した場合や設置場所の変更を行った場合などには、一覧表の欄外に処分庁及び本件法人の担当者の記名及び捺印のうえ、覚書別紙を更新している。

審査請求人が存在すると主張する文書は、覚書第5条の規定に基づき、公設喫煙場所の1つである JR 西大路駅前喫煙場所の移設を希望する旨を、本市が本件法人に示した通知文であると認められる。

覚書第5条では、次の内容を規定している。

甲（＝本市）は、設備の譲渡、分解、改造、移設、撤去等の処分又は供用停止を行うことを希望する場合、乙（＝本件法人）に対し3ヶ月前までに書面により通知するものとし、甲及び乙は、これについて誠実に協議し、対応を決定する。

覚書第5条にいう「希望する場合」は、路上喫煙対策事業の効果的な遂行のための移設等を想定したものである。

(2) 本件請求に係る文書が存在しない理由

JR 西大路駅前喫煙場所は、平成26年10月27日に供用を開始し、その後、令和3年12月10日に移設し、その名称を JR 西大路駅前南喫煙場所に改めた。

この移設は、処分庁が路上喫煙対策事業の効果的な遂行のため希望したものではなく、本市の駅周辺再整備化工事に基づく必要性から行ったものであり、上記(1)に記載する覚書第5条の規定が予定しているものには当たらず当該通知を作成していない。

以上により、本件請求に係る文書は存在しない。

なお、当該移設に当たっては、本件法人から寄付受納を受けたうえで覚書別紙を更新しており、また、当該寄付受納及び覚書別紙の更新に係る文書は、令和4年1月26日付け京都市指令文く安第188号による一部公開決定において既に審査請求人に公開している。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) JR 西大路駅前の2014年10月27日に供用開始された本件法人から受領した喫煙設備は令和3年12月に移設された。

平成29年3月27日付けで締結された覚書第5条には、「甲は、設備の譲渡、分解、改造、移設、撤去等の処分又は共用停止を行うことを希望する場合、乙に対し3ヶ月前までに書面により通知するものとし、甲及び乙は、これについて誠実に協議し対応を決定する。」と規定されている。

以上のとおりであるから、JR 西大路駅前の本件法人から受領した喫煙設備の移設を希望する旨の本件法人への書面通知（覚書第5条に規定されるもの）に係る文書を実施機関は保有している。

(2) 処分庁は、弁明書において、「覚書第5条について「希望する場合」は、路上喫煙対策事業の効果的な遂行のための移設等を想定したものである。」と主張するが、これを否認する。覚書第5条における「希望する場合」とは、目的を限定したものではない。以上の通りであるから、処分庁の弁明は不合理である。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人の求める文書は、JR 西大路駅前の公設喫煙場所を移設するに当たり、処分庁が覚書第 5 条に基づき移設を希望する旨を本件法人に対し通知した際の文書である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、JR 西大路駅前の公設喫煙場所の移設は覚書第 5 条の規定が予定しているものには当たらないことから、本件法人に対し当該規定に基づく通知を行っておらず、請求に係る公文書は作成していないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、当該覚書を根拠に、請求内容を満たす公文書があるはずだと主張する。

ウ 当審査会としては、処分庁が、覚書第 5 条にいう「希望する場合」は路上喫煙対策事業の効果的な遂行のための移設等を想定したものであると解釈して運用している以上、本件請求に係る文書が存在しないとする処分庁の主張に不自然な点はないと判断する。

また、審査請求人の主張を踏まえても、公文書が存在するとの確信に足る事実は特に見いだせなかった。

したがって、当審査会は本件請求に係る文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。

なお、当審査会は、処分庁による覚書の解釈・運用の適正さを調査・判断する立場にはないことを念のため申し添える。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年 6月 9日 諮問
7月11日 諮問庁からの弁明書の提出
8月10日 審査請求人からの反論書の提出
令和5年 1月13日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第7回会議）
3月28日 審議（令和3年度第9回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）